

地縁団体認可申請ハンドブック

【目次】

はじめに	1
「地縁による団体」とは	1
1. 認可の申請について	1～2
2. 認可申請の手続き	3
3. 認可申請に必要な書類	3～4
4. 認可後の地縁団体について	4～5
・不動産等の登記	
・住民自治組織の印鑑登録	
・印鑑登録証明書の交付	
5. 申請した事項に変更があったら	6
・規約の変更	
・告示事項の変更	
6. 認可地縁団体に係る税金	7
7. 認可の喪失	8
・認可の取り消し	
・解散	
8. 留意事項	8
資料編	9～26

◆はじめに

地域で所有している集会所や会館の土地や建物の不動産登記を、区長等の個人や複数の方の名義でしてある場合があります。この場合、名義人の転出や死亡などにより住民自治組織の構成員でなくなった場合に、名義の変更や相続などの手続きに様々な問題が生じることとなります。

そこで、こうした問題に対処するために、平成3年に地方自治法の一部が改正され、住民自治組織が一定の手続きのもとに市長の認可を受けて法人格を取得できるようになりました。

このハンドブックでは、住民自治組織が不動産登記を行うため、法人格を取得する際の手続きについてまとめたものです。

◆「地縁による団体」とは

地方自治法第260条の2第1項において、「地縁による団体」は「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」と定義されています。

つまり、住民自治組織のような「その区域に住んでいる人が誰でも構成員となれる団体」は原則として「地縁による団体」と考えられます。これに対し、青年団や婦人会、敬老会のように性別や年齢が限定される団体やスポーツ少年団や伝統芸能保存会のように活動の目的が限定されるような団体は対象になりません。

1 認可の申請について

住民自治組織が法人格を得るためには、市長の認可が必要です。

法人格を得る目的は、不動産等の住民自治組織名義での登記等を可能にするためにありますので、すでに不動産又は不動産に関する権利を保有しているか、保有する予定があることが認可の前提とされています。

法人格を得るためだけに組織された名前だけの住民自治組織や、区域の中で極めて少人数の者が組織する集まりのように、一定の区域内で安定的に存在している団体とは言い難い団体は認可の対象とはなりません。

◆認可の要件は以下の4つとなります。

- (1) 住民自治組織が区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。

地域的な共同活動とは、スポーツや社会福祉などの特定の活動ではなく、広く地域社会の維持及び形成に資するものです。つまり、清掃活動、防犯・防災活動、集会所の維持管理など、一般的な住民自治組織活動を意味します。

- (2) 住民自治組織の区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
また、この区域において住民自治組織が相当の期間にわたって存続していること。

地番や道路、河川などで住民自治組織の区域が容易にわかる状態であることが必要です。他の住民自治組織と区域が重なったり、区域が流動的であると構成員の範囲が不明確となることから認可の対象となりません。

- (3) 住民自治組織の区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の人が現に構成員となっていること。

「すべての個人」とは「年齢・性別等を問わず区域に住所を有する個人すべて」という意味です。また、相当数とは、一般的にその区域の全住民（住民自治組織に加入していない人を含む）の過半数です。

※世帯主のみではなく、構成員全員を記載した名簿を作成する必要があります。

- (4) 下記の事項を全て含む規約を定めていること。

- ①目的
- ②名称
- ③区域
- ④事務所の所在地
- ⑤構成員の資格に関する事項
- ⑥代表者に関する事項
- ⑦会議に関する事項
- ⑧資産に関する事項

法人格を得る上では規約を定めて団体の名称や目的等を対外的に明らかにし、組織の管理運営方法を明確にしておく必要があります。

認可を受ける場合には上記8項目を全て含んだ規約を定める必要がありますが、それ以外の事項を規約で定めることは差し支えありません。また、規約の名称について特に制限はありませんので、「〇〇〇区会則」「×××自治会規約」等の名称でも構いません。

〈規約の参考例：資料編11～14ページ〉

2 認可申請の手続き

住民自治組織等の地縁による団体が、法人格を得るための認可申請を行う際には、その団体の規約に基づき招集された総会において、認可を申請する旨の議決を行う必要があります（役員会・評議会等での議決では認められません）。

認可を受けようとする地縁による団体は、総会で認可申請を行う旨の決定を行った上で、代表者が認可申請書及び必要書類を揃えて、市長（市民協働課）に申請することになります。

◆認可申請手続きの流れ

- (1) 住民自治組織内で法人化申請について話し合う
- (2) 市民協働課へ事前相談・住民自治組織で規約などを作成
- (3) 住民自治組織で総会を開催
 - ①規約の改正
 - ②認可申請することの議決
 - ③代表者の決定
 - ④構成員の確定
 - ⑤保有する資産の確定
- (4) 申請書類の作成および提出
- (5) 市民協働課にて提出書類の確認及び認可要件審査
- (6) 市長による認可の告示（認可の告示は法人登記に代わるものです）

3 認可申請に必要な書類

- (1) 認可申請書〈様式：資料編10ページ〉
- (2) 規約〈自治会規約参考例：資料編11～14ページ〉

認可申請にあたって改正および作成した、認可要件を全て含む規約であり総会の承認を得たもの。

- (3) 認可申請について総会で議決したことを証する書類〈議事録参考例：資料編15ページ〉

認可申請について決定した総会の議事録の写しで、議長および議事録署名人の署名・押印があるもの。

(4) 構成員の名簿および区域図〈構成員名簿の参考例：資料編16ページ〉

構成員全員の住所・氏名を記載した名簿および住民自治組織の区域が明確に分かる地図など。住民自治組織区域内全住民の過半数が構成員となっている必要があります。

(5) 保有資産目録又は保有予定資産目録〈様式：資料編17～18ページ〉

申請時点で不動産等を保有しておらず、将来取得する予定の場合には保有予定資産目録を作成。ともに該当する場合は両方作成してください。

(6) 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現におこなっていることを記載した書類〈当年もしくは前年度総会資料等〉

事業報告書や決算書、当年度の事業計画書や予算書等、具体的な活動がわかる書類。

(7) 申請者が代表者であることを証する書類等〈様式：資料編19～21ページ〉

申請者が代表者となる事を承諾した旨の承諾書等の写しで、申請者本人の署名・押印のあるもの。また、代表者の職務執行停止及び職務代行者の選任の有無を記載した書類及び代理人の有無を記載した書類。

4 認可後の地縁団体について

◆不動産等の登記

法務局で、土地・建物の名義を住民自治組織名義で登記することができます。その手続きの際の添付書類として、龍ヶ崎市が作成する「地縁団体台帳」の写しが必要となります。この書類が法人格取得の証明となるため、市民協働課へ申請し、交付を受けてください。

【申請に必要なもの】

- ・地縁による団体の認可証明書交付請求書〈様式：資料編22ページ〉
- ・手数料300円

※登記申請の窓口は水戸地方法務局龍ヶ崎支局になるため、詳しくは直接お問合せ下さい。

◆住民自治組織の印鑑登録

不動産登記等に必要ない地縁による団体の代表者等の印鑑登録及び証明請求の申請ができます。手続きについては市民協働課で受け付けます。

【登録資格】

登録申請できるのは原則として代表者本人のみです。

【登録できる印鑑】

認可地縁団体の印鑑を1地縁団体につき1個登録できます。

なお、下記のいずれかに該当する印鑑は登録できません。

- ・ ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- ・ 機械製造により大量生産されたもの
- ・ 印影の大きさが1辺の長さ8mmの正方形に収まるもの
または1辺の長さ30mmの正方形に収まらないもの
- ・ 印影を鮮明に表しにくいもの
- ・ その他登録を受けようとする認可地縁団体の印鑑として適当でないもの

【登録に必要なもの】

- ・ 認可地縁団体印鑑登録申請書〈様式：資料編23ページ〉
- ・ 登録する認可地縁団体の印鑑
- ・ 本人であることが確認できる身分証明書
(運転免許証、旅券など本人の写真が張り付けられているもの)
- ・ 代表者個人の印鑑登録証明書1通(発行から3か月以内)及びその印鑑

【代表者に変更があった場合の手続き】

- ・ 認可地縁団体印鑑登録廃止申請書に前代表者の署名、捺印(印鑑登録印)
- ・ 新代表者の本人確認ができる身分証明書
(運転免許証、旅券など本人の写真が張り付けられているもの)
- ・ 新代表者の印鑑登録証明書と登録印鑑
- ・ 認可地縁団体印鑑

◆印鑑登録証明書の交付

印鑑の登録後は不動産登記等に必要ない「認可地縁団体印鑑登録証明書」の交付を受けることができます。

【申請に必要なもの】

- ・ 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書〈様式：資料編24ページ〉
- ・ 申請者個人の印鑑登録証明書
- ・ 登録されている認可地縁団体の印鑑
- ・ 手数料1通300円

※個人の印鑑登録証明書に関する詳細は、市民窓口課にお問い合わせ下さい。

5 申請した事項に変更があったら

◆規約に変更があったら

認可地縁団体の代表者は、規約に変更があるときは「規約変更認可申請書」に別途必要書類を添え、市長に届け出しなければなりません。

【申請に必要なもの】

- ・規約変更認可申請書〈様式：資料編25ページ〉
- ・規約変更の内容及び理由を記載した書類
- ・規約変更を総会で議決したことを証する書類
(総会の議事録の写し等で、議長および議事録署名人の署名・押印があるもの)

◆告示事項に変更があったら

告示事項に変更があった場合には代表者は市長に対して「告示事項変更届出書」に別途必要書類を添え、市長に届出しなければなりません。この届出をもとに市長は変更の告示を行います。この告示がない限りは登記手続きに必要な「認可地縁団体告示事項証明書」の証明内容も更新されません。

告示事項は以下のものです。いずれかに変更がある場合は必ず届出をしてください。

- ①名称
- ②規約に定める目的
- ③区域
- ④主たる事務所
- ⑤代表者の氏名及び住所
- ⑥裁判所による代表者の職務執行停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
(職務執行者が選任されている場合は、その氏名および住所)
- ⑦代理人の有無
- ⑧規約に解散の事由を定めたときはその事由
- ⑨認可年月日

【申請に必要なもの】

- ・告示事項変更届出書〈様式：資料編26ページ〉
- ・告示された事項に変更があった旨を証する書類
(総会議事録の写し等で、議長および議事録署名人の署名・押印があるもの)

6 認可地縁団体に係る税金

			地縁認可団体		備 考
			収益事業をしない	収益事業を行う	
市 税	法人市民税	均等割	課税	課税	収益事業を行わない場合でも毎年の申告は必要。申請の際に減免申請
			減免措置あり	減免措置なし。収益事業が赤字の場合でも課税	
	法人税割	収益事業を行わないので発生しない	法人所得に応じて課税		
	固定資産税	集会所等非収益事業用	固定資産税の評価額で課税	固定資産税の評価額で課税	減免申請は原則毎年必要
			減免措置あり	減免措置あり	
		収益事業用		固定資産税の評価額で課税 減免措置なし。収益事業が赤字の場合でも課税	
県 税	法人県民税	均等割	課税	課税	収益事業を行わない場合でも毎年の申告は必要。申請の際に減免申請
			減免措置あり	減免措置なし。収益事業が赤字の場合でも課税	
	法人税割		法人所得に応じて課税		
	法人事業税		非課税	課税	
			減免措置あり	減免措置なし。収益事業が赤字の場合でも課税	
	不動産取得税	集会所等非収益事業用	課税	課税	不動産を取得した翌年度に一回課税される。
減免措置あり			減免措置あり		
	収益事業用		課税		
国 税	法人税		非課税	法人所得に応じて課税	税務署
	登録免許税		課税	課税	法務局

【必要な手続き】 ※詳しい内容は各担当窓口にお問い合わせください。

①市税（税務課）

- ・法人市民税：認可を受けた日から1か月以内に、「法人（設立・開設・異動）届出書」の提出が必要です。
- ・固定資産税：減免申請が必要です。

②県税（県税事務所）

- ・法人県民税および法人事業税：認可地縁団体設立から1か月以内に「法人の設立等報告書」などの届出が必要です。
- ・不動産取得税：登記した後に県税事務所に申告してください。

③法人税（税務署）

- ・収益を行わない場合は手続きの必要はありません。
- ・収益事業を行う場合は竜ヶ崎税務署へ届出が必要です。

④登録免許税（水戸地方法務局龍ヶ崎支局）

- ・登記の際、登録免許税がかかります。

7 認可の喪失

◆認可の取り消し

認可を受けた地縁による団体が下記いずれかの場合もしくは不正な手段によって認可を受けたときは、認可を取り消されることがあります。

- ①認可を受けた地縁による団体が、その目的を営利目的、政治目的等に変更したとき
- ②認可を受けた地縁による団体が、相当の期間にわたって活動していないとき
- ③区域内の一部の住民について、正当な理由なく加入を認めないこととしたとき
- ④構成員が多数脱退し、「相当数の者」が構成員となっているとは認められなくなったとき
- ⑤地縁による団体の代表者、構成員または第三者が、詐欺、威迫等不正な手段により認可を受けたとき

◆解散

認可を受けた地縁による団体が下記いずれかに1つでも該当するとき、認可地縁団体は解散します。市長に対して届出（市長による解散告示）、および清算に伴う債権申出の公告（官報による公告）などの手続きが必要です。

- ①規約で定めた解散事由が発生したとき
- ②破産したとき
- ③認可を取り消されたとき
- ④構成員の4分の3以上承諾のある総会の決議があったとき
（規約に別段の定めがある場合を除く）
- ⑤構成員が欠亡したとき

8 留意事項

- ・認可を受けた団体は、認可後であっても従来からの自治会等と同様に住民が自主的に組織して活動するものであり、市町村の監督指揮下に置かれるようなことはありません。
- ・認可地縁団体は特定の政党のために活動することが禁止されています。
- ・構成員は個人に限られており、区域内に住所を有していても法人・組合等の団体を含めることはできませんが、様々な支援を受ける関係から「賛助会員」として位置づけ、活動に参加することは差し支えありません。
- ・認可を受けた地縁による団体は、法人として破産、解散および清算については裁判所の監督の下に所要の手続きを進めることになり、破産宣告の請求を怠った時などに非訴訟事件手続法に基づき裁判所より過料に処せられることとなります。

資料編

認可申請に必要な各種様式及び記載例

1. 認可申請書	10
2. 規約の参考例	11~14
3. 議事録の参考例	15
4. 構成員の名簿参考例	16
5. 保有資産目録	17
6. 保有予定資産目録	18
7. 地縁による団体の代表者の承諾書他関連様式	19~21

認可後の各種申請書類

8. 地縁による団体の認可証明書交付申請書	22
9. 認可地縁団体印鑑登録申請書	23
10. 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書	24
11. 規約変更認可申請書	25
12. 告示事項変更届出書	26

平成 年 月 日

龍ヶ崎市長 中山 一生 殿

認可を受けようとする地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地
名 称
所在地

代表者の氏名及び住所
氏 名
住 所

印

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有するため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 保有資産目録又は保有予定資産目録
- 5 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 6 申請者が代表者であることを証する書類

規約の参考例

この規約は一般的な例を示したものです。規約作成に当たっては規約例及び留意点を参考としながら、各地縁団体の実情に合った定めをすることが必要です。

なお、規約には次に掲げる事項が定められていなければなりません。（地方自治法第262条の2第3項）

- ①目的
- ②名称
- ③区域
- ④主たる事務所の所在地
- ⑤構成員の資格に関する事項
- ⑥代表者に関する事項
- ⑦会議に関する事項
- ⑧資産に関する事項

〇〇自治会（町会）規約

第1章 総則

（目的）

第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) 〇〇〇〇
- (5) 〇〇〇〇

（名称）

第2条 本会は、〇〇〇会と称する。

（区域）

第3条 本会の区域は、龍ヶ崎市〇〇町△番□号から×番□□号までの区域とする。

（事務所）

第4条 本会の事務所は、龍ヶ崎市〇〇町△番×号に置く。

第2章 会員

（会員）

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

（会費）

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（入会）

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、〇〇に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

（退会等）

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人より〇〇に定める退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役員

(役員の種類及び定数)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
 - (2) 副会長 〇人
 - (3) その他の役員 〇人
 - (4) 監事 〇人(役員の選任)
- (役員の選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役職の兼務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
- (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期)

第12条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでの間は、その職務を行わなければならない。

第4章 総会

(総会の種類)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後〇か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の1に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第11条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の〇日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。

(1) ○○○

(2) ×××

(総会の書面表決等)

第22条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む)

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第4章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員のお分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 別に定める財産目録記載の資産

(2) 会費

(3) 活動に伴う収入

(4) 資産から生ずる果実

(5) その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において〇分の△以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、△月△日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、龍ヶ崎市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の〇分の△以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第39条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかななければならない。

(委任)

第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、〇〇が別に定める。

附 則

1 この規約は、〇年〇月〇日から施行する。

2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。

3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から〇年〇月〇日までとする。

平成 年度〇〇〇町内会総会議事録

1. 日 時 平成 年 月 日
〇〇時〇〇分開会
〇〇時〇〇分閉会
2. 場 所 龍ヶ崎市 町 丁目 番地
〇〇〇町内会集会所
3. 現在の会員数 〇〇名
4. 出席者 〇〇名
(内委任状提出者〇〇名)
5. 欠席者 〇〇名

〇〇〇町内会規約第〇〇条の規定に基づき、会員過半数の出席により総会が成立する旨司会の
〇〇〇〇より報告があり、午後〇〇時開会された。

〇〇〇町内会長のあいさつにつづき、町内会規約第〇〇条の規定に基づき、議長として〇〇〇
〇が選出され、町内会規約第〇〇条の規定に基づき、議事録署名人に〇〇〇〇と〇〇〇〇の2名
が選出された。

6. 総会に付議した事項

- (1) 第1号議案 地方自治法に規定する地縁による団体の認可申請について
(2) 第2号議案

7. 議事の審議経過

(1) 第1号議案

現在の町内会に法人格を持たせるため、地縁による団体の認可申請をしたい旨、町内会長
より提案された。新規約(案)、会員、代表者、所有する不動産などについて協議の結果、
全員一致で次のとおり議決した。

- ①現町内会長〇〇〇〇を代表者として、地縁による団体の認可申請を行う。
②別添の規約を平成 年 月 日より施行する。
③会員は町内会則に定める区域内に住居を有する全ての個人とし、本会に入会した者とする。
④町内会所有の不動産は 番地の集会所及びその土地とする。

(2) 第2号議案

以上で総会の全日程を終了し、議長が閉会を宣した。

平成 年度〇〇〇町内会総会の議事を記録した。

平成 年 月 日

議 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

〇〇〇町内会構成員名簿

平成 年 月 日現在

No.	住 所	氏 名	No.	住 所	氏 名
1	龍ヶ崎市		31		
2			32		
3			33		
4			34		
5			35		
6			36		
7			37		
8			38		
9			39		
10			40		
11			41		
12			42		
13			43		
14			44		
15			45		
16			46		
17			47		
18			48		
19			49		
20			50		
21			51		
22			52		
23			53		
24			54		
25			55		
26			56		
27			57		
28			58		
29			59		
30			60		

保有資産目録

団体の名称 _____

平成 年 月 日現在

1 不動産

(1) 所有権を有する不動産

ア 建物

名 称	延床面積	所在地

イ 土地

地 目	面 積	所在地

2 不動産に関する権利等

(1) 所有権以外の権原により保有している不動産

権 原	不動産の種類	所在地

(2) 地域的な共同活動を行うためのその他の資産

資産の種類及び数量

保有予定資産目録

団体の名称 _____

平成 年 月 日現在

1 不動産

不動産の種類	保有予定不動産 の取得予定時期	購入等の相手方	保有予定不動産 の所在地

2 不動産に関する権利等

資産の種類	権原	権原取得の予定時期

地縁による団体の代表者の承諾書

地縁による団体の名称_____

事務所の所在地 龍ヶ崎市

私は、上記の地縁による団体の代表者となることを承諾いたしました。

平成 年 月 日

住 所 龍ヶ崎市

氏 名 _____ 印

代表者の職務執行停止の有無、職務代行者選任の有無

地縁による団体の名称_____

代表者氏名_____ 印

1 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無

(1) 有

(2) 無

2 裁判所による代表者の職務代行者選任の有無

(1) 有 職務代行者選任有りの場合

職務代行者氏名_____

住所_____

(2) 無

※ 裁判所による代表者の職務執行の停止並びに職務執行代行者選任は、裁判所において民事保全法第24条（仮処分の方法）により、仮処分命令の申し立ての目的を達成するために行う処分です。

該当のない団体は、「無」の番号に○印をしてください。

代理人の有無

地縁による団体の名称_____

代表者氏名_____ 印

1 代理人の有無

(1) 有 代理人有りの場合

代理人氏名_____

住所_____

(2) 無

※「代理人」は地方自治法第260条の8の代理人及び第260条の10の特別代理人をいう。

参考：地方自治法

第260条の8 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第260条の9 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害が生ずるおそれがあるときは、裁判所は利害関係人または検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

第260条の10 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

平成 年 月 日

龍ヶ崎市長 中山 一生 殿

住 所 _____

氏 名 _____ 印

証 明 書 交 付 申 請 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第12項の規定により証明書の
交付を請求します。

記

1 団体の名称 _____

2 団体の事務所の所在地 _____

3 証明書 _____ 通

認可地縁団体印鑑登録申請書

平成 年 月 日

龍ヶ崎市長 中山 一生 殿

登録しようとする 認可地縁団体印鑑	認可地縁団体の名称	
	認可地縁団体の 事務所の所在地	
	(資格) 氏名	() 印
	生年月日	
	住 所	

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

申請者 1 本人 住所

2 代理人 氏名 印

(注 意 事 項)

- 1 この申請は、本人が自ら手続をしてください。代理人による場合は、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 登録をしようとする許可地縁団体印鑑を併せて提出してください。
- 3 「(資格)氏名」欄の()には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。
- 4 「(資格)氏名」欄の氏名の次には、龍ヶ崎市において印鑑登録されている代表者等の個人の印鑑を押印してください。
- 5 「申請者」欄は、該当する番号を○で囲んでください。
- 6 代理人は、告示された代理人に限ります。

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

平成 年 月 日

龍ヶ崎市長 中山 一生 殿

登録されている 認可地縁団体印鑑	認可地縁団体の名称	
	認可地縁団体の 事務所の所在地	
	(資格) 氏名	() 印
	生年月日	

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書 _____ 枚の交付を申請します。

申請者 1 本人 住所

2 代理人 氏名 印

(注意事項)

- この申請は、本人が自ら手続をしてください。代理人による場合は、委任の旨を証する書面が必要です。
- 「(資格)氏名」欄の()には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。
- 「申請者」欄は、該当する番号を○で囲んでください。また、申請者が本人及び代理人のいずれの場合も申請者の住所及び氏名を記載のうえ、龍ヶ崎市において印鑑登録されている個人の印鑑を押印してください。
- 代理人は、告示された代理人に限ります。

平成 年 月 日

龍ヶ崎市長 中山 一生 殿

地縁による団体の名称及び事務所の所在地
名 称
所在地

代表者の氏名及び住所
氏 名
住 所

印

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の3第2項の規定により、規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

平成 年 月 日

龍ヶ崎市長 中山 一生 殿

地縁による団体の名称及び事務所の所在地
名 称
所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名
住 所

印

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

2 変更の年月日

3 変更の理由